

第4部 ② 資料編

- ・資料 1 避難所災害対策本部 規約124
- ・資料 2 香芝市指定避難所の考え方126
- ・資料 3 学校情報／施設設備の状況130
- ・資料 4 避難所開設に必要な物リスト 131
- ・資料 5 避難所の状況想定132
- ・資料 6 避難所のトイレ対策 135

参 考 資 料

- ・参考資料① 要援護者・女性への配慮と対応138
- ・参考資料② こころの健康141
- ・参考資料③ 避難所で必要な資材・物資等142
- ・参考資料④ 香芝市災害応援協定 144

（目的）

第1条 自主的で円滑な避難所の運営が行われることを目的として、〇〇避難所災害対策本部（以下「対策本部」という）を設置する。

（構成員）

第2条 対策本部の構成員は、次のとおりとする。

1. 具体的な避難所運営業務を担当する自主防災組織の代表および対策部長
 2. 避難所施設管理者
 3. 行政避難所担当者
 4. 避難者で組織する「班」の代表者
 5. その他、対策本部で承認された者
- 2 前項の規定に関わらず、班（避難所利用者）の代表者が多い場合には、互選により対策本部構成員を選ぶことができる。
- 3 対策本部で承認されたときは、自治会役員や継続的に活動するボランティア団体のリーダーなどが対策本部会議に出席して意見を述べることができる。

（廃止）

第3条 対策本部は、電気・水道などのライフラインの復旧時を目処とする、避難所閉鎖の日に廃止する。

（任務）

第4条 対策本部は、避難所の運営に必要な事項を協議・決定する。

- 2 対策本部は、原則として毎日、午前と午後に定例会議を行う。
- 3 対策本部は、具体的な業務を執行するために、自主防災組織および避難者の代表で編成する、総務部・情報広報部・避難者支援部・施設管理部・保健衛生部・食料物資部および他の必要な対策部を設置する。
- 4 各対策部の部長は、第2条1項に基づき、対策本部会議に出席する。

（役員）

第5条 対策本部に、互選または推薦・指名により、本部長1名、副本部長1名、事務局長1名を置く。

- 2 本部長は対策本部業務を統括し、副本部長は会長を補佐する。事務局長は総務部長が兼任し本部内の事務を統括する。

（総務部の業務）

第6条 総務部は、総合受付での各種手続きや問い合わせ対応、避難所内の配置計画や避難所運営日誌の作成、対策本部の事務局、行政対策本部との連絡調整、ボランティアの受け入れ・管理、苦情・要望相談など、避難所運営全般に関することを行う。

- 2 総務部内に、避難所利用者の受付・登録を行う「名簿係」を置く。
- 3 名簿係は、避難所利用者の受付、名簿作成・管理、利用者数の把握、安否確認、外部からの電話問い合わせ・来客の避難者の呼び出し等に関することを行う。

- 4 名簿は、避難所に入所した者だけでなく、テントや自家用車での避難生活者、避難所以外の場所に滞在する避難者（在宅避難者）を世帯ごとに把握し、作成する。
この人たちへの対応は、各対策部が担当業務の中でとりすすめる。
- 5 避難者の退所状況等を踏まえ、避難部屋の移動を計画的に行う。
- 6 ボランティアなどの人的支援の受け入れ・管理を行う。

（情報広報部の業務）

第7条 情報広報部は、避難所内外の情報収集・伝達・発信や取材などを行う。

情報の伝達・発信の際には、避難所利用者の事情にあわせて複数の手段を組み合わせるなど、利用者全員に伝わるよう努める。

- 2 情報広報班は、対策本部会議の決定事項を避難者に伝達する。
- 3 情報広報班は、外部からの取材対応に関するを行う。

（避難者支援部の業務）

第8条 避難者支援部は、高齢者、障害者、難病・アレルギー疾患、その他の慢性疾患患者、妊産婦、乳幼児、女性、子供。外国人など、災害時に特に配慮を要する人の支援や対策を行う。

- 2 避難者支援部は、要配慮者の支援について、他の対策部と緊密な連携・協力を保つ。
- 3 避難者支援部は、避難所内の秩序維持、プライバシー保護、その他、避難者の避難生活全般に関わる支援を行う。

（施設管理部の業務）

第9条 施設管理部は、避難所施設・設備の安全確保のための点検・対策を行う。

- 2 施設管理部は、生活場所の設営・維持・修繕・管理、照明消灯、防火・防犯見回り対策、喫煙対策等に関するを行う。

（保健衛生部の業務）

第10条 保健衛生部は、避難所内のトイレ、ゴミ、生活用水の管理などの衛生管理、防疫、医療救護・健康管理、ペット飼育に関するを行う。

（食料物資部の業務）

第11条 食料物資部は、食料・物資等の調達・受け入れ・管理・配給、炊き出しなどに関するを行う。

- 2 食料や物資は、避難所に入所した者だけでなく、テントや自家用車で避難生活をする者、避難所以外の場所に滞在する避難者にも、公平に配給する。
- 3 食料物資は、公平性の確保に最大限配慮し、避難所利用者の班ごとに発給する。ただし、災害時に特に配慮を要する人には、必要に応じて優先順位をつけ個別に配給を行う。
- 4 食料物資部は、不要な物資が届いた時は、受け入れを拒否する。

（その他）

第12条 この規約にないことは、その都度、対策本部で協議して決める。

付則 この規約は 年 月 日から施行する。

1. 指定避難所

- ①住宅密集地区……徒歩20分以内（約1km）に1ヶ所。
その他の地区……徒歩40分以内（約2km）に1ヶ所、を目安に避難所を指定する。
避難所所在地・避難方法・避難経路等を地図・パンフレット・訓練等を通じて周知する。
 - ②敷地・建物の安全性を考慮し、「耐震性の把握」と「耐震化」に努める。
 - ③被害想定調査による「最大規模の避難者数の収容が可能」を目標とする。
 - ④「小学校区」を基本に、一施設の収容可能数は、概ね「数百人程度」とする。
 - ⑤屋外避難用テント等の設置ができる「オープンスペース」を確保する。
- 関連／・災害時要援護者を収容し、保護する「福祉避難所」指定を促進する。
・運営マニュアル作成は、広報紙・インターネット等を活用して幅広く意見を募って反映させ、内容を周知徹底する。

■香芝市指定避難所

指定避難所（19施設）		福祉避難所（10施設）	
真美ヶ丘東小学校	鎌田小学校	香芝市総合福祉センター（逢坂）	
真美ヶ丘西小学校	旭ヶ丘小学校	特別養護老人ホーム すばる（鎌田）	
●香芝東中学校	●香芝中学校	特別養護老人ホーム んくもり香芝（下田）	
香芝高等学校	●香芝西中学校	介護老人保健施設 てんとう虫（平野）	
五位堂小学校	●香芝北中学校	介護老人保健施設 オークピア鹿芝（穴虫）	
下田小学校	香芝市北部地域体育館	身体障害者療護施設 どんぐり（上中）	
二上小学校	智弁学園奈良カレッジ	障害者支援施設 ゆらくの里（尼寺）	
志都美小学校	金光藤蔭高校香芝	和里香芝（鎌田）	
三和小学校	地域交流センター	どんぐり学園（上中）	
関屋小学校	——	ボノボ（磯壁）	

- 印の4避難所と香芝市保健センターには、避難所開設後、状況により「救護所」が設置されます。
（軽症患者への処置、および重症・中等症・軽症等の振り分け・トリアージ）

2. 避難所の防災拠点化

- ①生活に支障が生じた全被災者へのサービス提供機能を持つ「地域の防災拠点」とする。
- ②「地域の防災拠点」を中心に、「地域ぐるみの避難所運営」を進める。
⇒ 大規模災害時には、民間施設等が「避難所として追加指定」される場合もあり、個々の施設では「十分な避難所サービスの提供」が出来ないことも考えられる。

3. 避難所の施設・設備等の整備

- ①避難所施設は、「耐震・耐火構造」を備えることを原則とする。
- ②できる限り「バリアフリー化」された施設を選定する。
- ③災害時にも最低限の機能を維持し、円滑な避難所運営と衛生的な生活が確保できるよう「設備の整備」を図る必要がある。
- ④避難者に「情報を確実に伝達」するとともに、「コミュニケーションを確保」するための設備の整備を図る必要がある。

4. 管理運営体制の整備

- ①避難所に派遣する担当職員（行政担当者）は、予め「2名以上」を指定する。
⇒ 男女双方の視点から対応する必要があり、可能な限り「男女職員を派遣」する。
- ②行政担当者は、できるだけ応急危険度判定士の「危険度判定講座」を受講する。
- ③大規模災害では、避難所の「開設期間が7日以上に及ぶ」ことも想定して、「管理運営・連絡調整」の体制を整備する。
- ④「避難所運営マニュアル」を作成し、行政対策本部と各避難所間の効率的な情報共有のために、必要な書式や連絡・要請・調達先などのリストを整備、保存する。

	開設時～3日	3日目～1週間	2週間目～3か月
避難者の 安心安全の確保	・避難所の開設 ・避難所および周辺地域 一帯の被害状況 ・呼びかけ (安心して指示に従う…)	・行政対策本部からの情報提供 ⇒ 被害状況・対策方針と実施状況・ライフライン ・衛生環境の維持（関係機関との連携） ・健康対策（関係機関との連携）	
災害時要援護者の 優先と公平な対応	・避難場所の 優先割り当て	・物資等／優先提供 ・福祉避難所等への 移送	・避難所内外への 物資等の公平な提供
情報管理 連絡調整 避難所運営	・避難者個人の情報管理 ・在宅避難者の 個人情報管理 ・避難者ニーズの把握 ・行政、施設、委員会、 関係機関との調整 ・マスコミ対応	・周辺避難所との 物資等の過不足調整 ・ボランティア 受入れ等の調整 ・避難者に 組織化の働きかけ	・避難スペース 統廃合の調整 ・ボランティア 受入れ等の調整 ・避難者間の トラブル対応

5. 避難者受け入れスペースの確保

- ①施設管理者の協力を得て、事前に「避難者受け入れスペース」を確認する。
⇒ 避難者を受け入れない施設（部屋）を指定する。
受け入れ可能部屋の使用優先順位など、事前に検討・確認、相互理解を得ておく。
- ②災害時要援護者の専用スペースを確保。間仕切り板・簡易ベッド・車いす・障害者用仮説トイレ・スロープなどの設置（および設置訓練）に努める。
- ③救援者の活動拠点・屋外避難者用テントの設置場所となる用地を確保する。
⇒ 私的避難テントの無差別設置や駐車が行われないように、スペースの確保と周知
- ④避難所に設置するスペースは次のとおり。

第2部・第3章／避難所の設営（p.42）参照

6. 避難所運営組織の編成・役割分担の明確化

- ①行政・施設管理者・自治会などで「避難所運営委員会」を編成し、避難所運営に関わる事項を事前に協議する。
⇒ 真美ヶ丘では、これに相当する組織として「〇〇避難所災害対策本部」を設置する。
- ②自治会では、事前に「避難所開設・運営に必要な対策部」を構成し、それぞれの役割分担と対策実施事項を確認する。
- ③事前対策および避難所の開設・運営に関わる関係機関の役割分担と実施項目を、時系列・項目別に協議し、明確にする。
⇒ 関係機関とは……行政担当者・施設管理者・自治会・福祉関係者など
⇒ 真美ヶ丘では、自治会組織としての行動計画を項目別に整理する（活動マニュアル）
- ④屋外避難者が出ることも予測して、「食料の配分方法・ルール、必要な情報の提供方法」などを、項目ごとに決めておく。

7. 避難所施設の「鍵」の保管

- ①避難所施設が無人時（休日・夜間・早朝など）に災害が発生した場合、施設職員が到着する前に、自治会や行政担当者が緊急に避難所開設するケースも考えられるので、施設の鍵を事前に、自治会・行政担当者が保管する ⇒ 正門や玄関・体育館などの鍵
- ②鍵の保管・管理方法など、避難者受け入れスペースの確認を元に、「誰が、どこの鍵を保管するのか」、事前に決めておく。
- ③鍵の保管リストは、様式〇（省略）により、年1回・定期的に更新する。

8. 備蓄品の計画作成・管理

- ①食料・飲料水・物資は、要援護者に必要なものを考慮して、3日分程度を備蓄しておく必要がある。
- ②避難所に備蓄しておくべき“物”の計画を策定する。
- ③避難所の食料・飲料水・物資および運営に必要な備品などの備蓄品について、自治会は「備蓄場所・品目・備蓄量」情報（リスト）を事前に把握・共有化しておく必要がある。

- ④し尿処理対策、とくに仮設トイレや消毒液の備蓄に努める。
- ⑤衛生・健康保持のため、間仕切り板や簡易入浴施設の備蓄・整備に努める。
- ⑥パソコン・FAX・発電機など、必要な機器を整備する。
- ⑦屋外避難者用のテントの備蓄に努める。

9. 情報提供と情報管理

- ①情報提供のため「掲示板」を整備する。
⇒ 被災者同士が情報交換できる「伝言板コーナー」を整備する。
- ②避難生活に必要な情報提供で、情報不足からのストレス低減を事前に検討する。
 - ・ 初期………安否情報、医療救護情報、生活情報（食料・飲料水など）
 - ・ 復旧期……教育、長期受け入れ施設、生活再建情報
- ③災害直後から特別ニーズもあるため、生活環境・食事情報等の個別対応も考慮する。

■時系列の必要情報の例

時系列	避難所で収集する情報	避難所に伝達する情報
災害発生直後	・ 避難所の開設状況	・ 避難所の開設指示
～3日程度	・ 避難者情報 避難者数、要給食数 災害時要援護者の情報 安否情報確認	・ 災害情報 ・ 救援対策の実施方針と実施内容
～1週間程度	・ 避難所のニーズ ・ 避難者の被災状況 ・ 避難者の生活再建 ・ 住まい確保の見込み	・ 救援対策の実施状況 ・ 生活再建支援 ・ 住まいの確保対策の実施方針
～2週間程度		・ 生活再建支援 （住まいの確保対策の実施内容）
～3か月程度	・ 避難者の個別事情	・ 個別相談

10. 避難所運営マニュアルの作成

- ①避難所ごとに自治会・行政担当者・施設管理者が協議し、避難所運営マニュアルを作成する。

11. マニュアルに基づく避難所運営訓練の実施

- ①避難所開設時の対応について、行政担当者は日頃から施設管理者と協議し、開設訓練を行う。

12. 避難者の「手引き」づくり

- ①避難所の「共通ルール」など、必要なパンフレットを作成する。

●行政担当者用「避難所開設チェックリスト」⇒ 様式2（p.96）参照

資料 3

指定避難所「施設・設備の状況」

	真美ヶ丘東小学校 (78-1414)	真美ヶ丘西小学校 (77-5888)	香芝東中学校 (78-2637)	香芝高等学校 (76-6772)
耐震工事 (体育館・校舎)	体育館／ 校舎／	体育館／ 校舎／	体育館／ 校舎／	体育館／ 校舎／
耐震強度 (体育館・校舎)	体育館／ 校舎／	体育館／ 校舎／	体育館／ 校舎／	体育館／ 校舎／
収容可能人数 (体育館)	名 (最大 名)	名 (最大 名)	名 (最大 名)	名 (最大 名)
収容可能人数 (その他)	名 (最大 名)	名 (最大 名)	名 (最大 名)	名 (最大 名)
体育館 (机・パイプ椅子)	長机／ 本 椅子／ 脚	長机／ 本 椅子／ 脚	長机／ 本 椅子／ 脚	長机／ 本 椅子／ 脚
体育館 (出入りスロープ)	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし
体育館 (トイレ・器具倉庫)	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし
体育館 (電源容量)	Kw	Kw	Kw	Kw
体育館 (養生シート)	要敷設 不要	要敷設 不要	要敷設 不要	要敷設 不要
防災倉庫／備蓄品	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし
マンホールトイレ	基	基	基	基
非常用給水槽	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし
畳の部屋／多目的室	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし
食料保管場所 (室)	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし
ゴミ集積場	あり なし	あり なし	あり なし	あり なし

避難所開設時に“必要なもの”リスト

＊避難所開設時に必要な資材・機材を、予め「2セット」準備して備蓄倉庫に保管します。
 避難所開設より早い段階で、既に使用されている「救出救護活動」用の資材とは別に整備することが望まれますが、諸条件から併用でも構いません。

■「避難所開設セット」の整備と保管

＊避難所開設時に必要な「備品・事務用品」等は、直ちに持ち出せるよう予め「2セット常備」して、市営住宅・防災倉庫に常備しておきます。

＊救急箱 ＊懐中電灯・ランタン ＊警笛 ＊携帯電話充電器
 ＊携帯ラジオ ＊予備乾電池 ＊メガホン拡声器 ＊トランシーバー
 ＊ロープ・紐 ＊カッター・ハサミ ＊ガムテープ類 ＊工具セット
 ＊ビニール袋（ゴミ用／90・70 $\frac{1}{2}$ 、その他靴入れ用、傘入れ用、各数百枚）
 ＊使い捨てビニール手袋（数百枚） ＊避難者受付名簿ほか必要書式一式
 ＊筆記用具・事務用品一式 ＊模造紙・A3用紙 ＊書類綴り ＊電卓
 ＊軍手・タオル・マスク・スリッパ ＊ゼッケン・腕章 ＊卓上PC
 ＊手指消毒用アルコール（10本程度） ＊その他の必要な物を追加

■避難所開設時に必要な資機材（それぞれ最低2式準備）

品 目	内 容	整備済
非常用発電機	最低〇〇Kw（カセットボンベ式でも可）	1台
照明器具セット	大型照明セット〇式（スタンド）、懐中電灯、ランタン	
電源用コードリール	長尺ドラム式 延長コード／5m・10m・15m	
工具セット		
ブルーシート		
テント		
運搬用台車		
簡易担架（携帯折りたたみ）		
間仕切りパーテーション		

避難所の状況想定

大規模地震・激甚被害発生の場合…

被害の程度・時間の経過とともに、避難所の状況は想定を超えて大きく変化していく場合があります。現場の適切な状況把握と、的確な判断・対応が必要です。

■災害発生直後～3日程度 —— 目の前の現実すべてが、みんな初めての経験

避難所の状況想定	
	* 関係者の到着以前に、避難者が施設内に入っているケース * 避難者が避難所に殺到して大集団化、かつ、精神的に不安定な状態 * 受け入れ態勢の未熟、避難者の統制不可、受付の混乱、苦情の多発 ⇒ 本部体制の未整備・要員不足 —— 施設の安全確認・場内作業の遅れ * 余震・二次被害、大規模火災等で避難者の移動が拡大／収容不可能 * 食料・飲料水・物資等を十分に、かつ安定的に供給することが困難 ⇒ トラブル・苦情の多発 * 避難所運営に、避難者の理解・協力が得られない * 各種の情報不足による避難者の不安拡大 * 避難所および市役所等に「安否確認」の問い合わせが集中 * 要援護者・配慮者に情報が十分に伝わらず、動静把握が困難 * 要援護者の実数把握、避難連絡や避難方法の未確立による混乱、取り残し * 避難者に、要援護者への理解が得られず、トラブルや困難が発生する事態

■3日～1週間程度

	* 食事は概ね供給されるようになるが、加熱食事の要望などニーズの多様化 * 避難者数は流動的。落ち着きを取り戻す一方で、健康状態や衛生状態が悪化 * ライフラインの回復が遅れ、食料や生活水の確保、入浴機会の要望 * ボランティアや物資等の、避難所間の格差 * 体調悪化等で、避難所生活が困難な避難者の病院・福祉避難所等への移送 * 環境の激変などから、精神的ストレスによる避難者の「不眠」等 * 常備薬の確保、健康管理（高血圧・糖尿病）が必要になる * 要援護者から個別に、必要な支援が求められる
--	---

■ 1週間～2週間程度 —— 外部支援活動が本格化、人手を必要とする対策が期待できる

	* 避難者の退出が増え、「班」の統廃合とレイアウト変更・配置換えが必要 * 避難所の統廃合が始まる * 避難生活の長期化により、衛生環境が悪化してくる * 通勤・通学が再開され、避難所が「生活の場」としての性格を強める * 学校は、教職員が本来業務へシフトする段階になる * 避難所の中にいる人と外にいる人の公平性、支援への依存の問題が生じ始める * 要配慮者の移動手段の確保（ボランティア等） * 視覚・聴覚障害者への情報確保 * 手話通訳者・ホームヘルパー・ガイドヘルパー等の人材支援が必要になる
--	--

■ 2週間～3ヶ月程度 —— 避難所の状況は、概ね落ち着いた状態が続く

	* ライフライン復旧に伴い、避難所に残るのは住居を失った人に絞られてくる * 避難者の減少に伴い、避難所の統廃合が一層進んで避難者の不安が強くなる * 住宅の応急修理や仮設住宅の供与等、「住まいの確保」が重要課題になる * 避難者の減少とともにボランティアも減少し、運営体制の維持が困難になる * 季節の変化に伴い、それまでとは違った対策・対応が求められる ○ 冷暖房設備の整備 ・ 避難所内の冷暖房機器の整備検討 ○ 生鮮食料品等の備蓄にむけた設備の整備 ・ 夏期高温期の食品衛生を確保するため、冷蔵設備の整備検討 ○ 簡易入浴施設の確保 ・ 避難者の衛生・健康保持のため、簡易入浴施設の整備検討 * 仮設住宅の提供や相談等、避難所撤収に向けて自治体が本格的に動き始める * 避難生活の長期化で、避難者の身体機能の低下や、心の問題が懸念される ⇒ 保健・医療サービスの提供、特に要配慮者に留意
--	--

2. 発生時間帯・季節による留意事項

留意事項	
昼 間	* 家族が離散した状態で、安否や避難先の確認が困難 ⇒ 電話需要が増 * 帰宅困難者の滞留が発生する ⇒ 県外への通勤通学者、他市から香芝への通学者（畿央大・香芝高） * 大規模火災が発生し、使用不可の避難所、他地域への避難者が出てくる * 居場所が特定できず、救出救助、行方不明者の搜索、安否確認等が困難 * 五位堂駅周辺・165号線、生活道路等の、激しい交通渋滞が起きる
夜 間 深 夜	* 停電・暗闇の中での避難や対策は、実施に困難が伴い被害が拡大する * 火気の使用率が高く、火災が発生しやすい * 避難途中や避難所内での事故が多発しやすい * 昼間と同様に家族離散・事故等に伴う混乱が生じやすい * 勤務時間外の発災は、学校関係者の避難所到着が遅れる 行政も、初動時の職員確保に時間を要する
冬 季	* 寒さのため、被災者が健康を害しやすい * 火気使用率が高く、火災が発生しやすい。強風は大規模な延焼になる
夏 季	* 暑さのため、避難所内の早期の衛生対策・保健対策が必要になる * 救援食料や家庭の在庫食材等が痛みやすく、食料確保が困難になる * 雨が降りやすい時期は、屋外利用が困難になる（テント・グラウンド） * 降雨による二次災害の危険性が高くなる

マニュアルが全てではない…

対策本部の判断！

●「想定」は、あくまで想定です。

現実には、想定外の事態に直面する場面の方が多いことも、たくさんあります。
マニュアルは、地震の規模や被害の程度を全て乗り越えた「想定外」の事例対応にまでは及びません。ある一定の想定に基づいた「基本ルール」です。

避難所の状況想定に書かれてない事項については、

「どうすればいい…」という心づもりを、担当者各人が頭の中に描いておきます。

1. 施設のトイレをチェック

☐ 室内が安全ではない（落下物や危険箇所がある） ☐ 便器が使用不可能（便座やタンクが故障）	×があれば、使用しない
☐ 水が流れない （排水管の漏水、・マンホールから溢れる）	×でも、簡易トイレ対応可能 ⇒ 災害用トイレ設置（※①）
☐ 水（上水）が出ない、周辺が断水している	×なら、2へ

全ての項目で「チェック」がなければ、施設のトイレを使用する

—— ※①…便器にビニール袋をつけて、使用のたびに取り替える。

2. 水の確保

☐ プールの水がある （トイレの流し用水として利用できる）	水の確保が不可能でも 簡易トイレ対応は可能（※①）
---	------------------------------

水が確保できれば、バケツなどに汲み置きして施設のトイレを使用する

3. トイレの設置・衛生対策

（参考） ■トイレの数／一般的な設置基準	男性用大便所／60 人以内ごとに 1 基以上 男性用小便器／30 人以内ごとに 1 基以上 女性用便所 / 20 人以内以上に 1 基以上
--------------------------------	---

*男女別に区分け・表示する（できれば、女性用トイレを多めに設置）

*「配慮が必要な人の専用トイレ」を設置 ⇒ 不可能な場合は「要配慮者・優先使用」の表示

*安全面を考慮し、トイレの内外に照明（仮設電源）設置、「使用中」の札

*し尿処理量を減らし、水を節約するために、トイレトーパー・生理用品・おむつの捨て方は専用の「蓋つきゴミ箱」に捨てる（足踏み開閉式）⇒ 臭気に注意、ゴミは定期的に処分

*感染症が広がらないよう、トイレ使用後の手洗いを徹底する。

・水が無い場合は「ウェットティッシュ・消毒用アルコール」を配備する。

・生活用水がある場合は蛇口つきタンクを活用して、簡易手洗い場を設置する。

*トイレ汚染を生活場所に持ち込まないよう、「トイレ用スリッパ」を準備する。

*トイレの清掃／「班・当番制」で、避難者自身が交替で毎日掃除する。

トイレ清掃 ― 「当番の仕事」 班長配付 例

装 備

マスク・手袋・前掛けなど（使い捨て）

掃除道具

雑巾・バケツ・洗剤・ビニール袋・ゴミ袋・小型モップ・新聞紙など
消毒液（水 1 ㍲に台所用塩素系漂白剤 24 ミリ㍲／カップ 1 杯を混ぜる）

――●装備・掃除道具は事務局で準備します。備品は、使用後はきれいに洗い流します。

1. 入口のドアや窓を開けて、換気する

2. 汚物をとる

＊汚物は新聞紙など包んで取り、ビニール袋に入れる。

＊汚物を入れたビニール袋に消毒液を入れて密封し、ゴミ袋に入れる。

3. 高い所から順番に、拭き掃除をする

4. 床掃除をする

5. 個室内や便器の掃除をする

＊消毒液で濡らした雑巾などで、汚れの少ない場所から順に拭く。

⇒（例）便座 → ふた → タンク → 便器の外側

＊詰まり以外の原因で流れてない汚物があれば、バケツの水で流す。」

⇒ 和式では、2～3 ㍲の水を、上から勢いよく流し込む

⇒ 水が流れる場合は、塩素系洗剤を便器内にかけて、数分後に水で流す

6. 人の手が触れる部分の掃除をする

＊ドアノブ・手摺り・水洗レバーなど、人の手が触れる部分を、未使用の雑巾に
消毒液を濡らして拭く。

7. 消耗品の補充・設置

＊トイレットペーパー・消臭剤・手洗い用消毒液などを補充する。

＊掃除用の手袋は、外側が内側になるように外し。ゴミ袋に入れる。

後片づけ

- ＊着用していたマスク・手袋・前掛けをゴミ袋に入れ、トイレから出たゴミと同じ場所に置く。
- ＊泥落としマット等で靴の汚れを落とし、消毒液を
しみ込ませたマットで、靴の裏を消毒する。
- ＊石鹸で1分間よく手を洗う。水が無い場合は、
手消毒アルコールを使う。
- ＊うがいをする。

トイレから出たゴミの処理

衛生・安全のため、袋を二重
にして持ち運び、他のゴミと
混ざらないように注意する。

- トイレ用のゴミ置き場は、
ゴミ置き場周辺に、ハッキリと
分かるように予め決めておく。

トイレを使う時の注意

——— 災害用トイレを使う場合の **掲示用（例）** です ———

- トイレットペーパーは便器に流さず、
備付けのゴミ箱に捨ててください。
トイレに流すと、詰まる原因になります。
- トイレを使った後はバケツの「流し用水」で流して下さい。
—— みんなが使う水です。節水に心がけます ——
- バケツの「流し用水」が無くなりそうな時は、
気づいた人が「水」を汲んできましょう。
- バケツの水は、手洗いには使わないでください。
手洗いは、手洗い場に備え付けた水を使って下さい。
- トイレの掃除は、
避難所を利用する人、全員が「班」ごとの当番制で行います。
当番表で確認し、協力しましょう。

〇〇避難所災害対策本部 保健衛生部

●——「香芝市避難所運営マニュアル」から抜粋

■ 災害時要援護者への対応

災害時要援護者の人たちの中には、避難所生活に順応することが難しく、体調を崩しやすい人もあり、避難所運営に当たってはより細やかな対応が必要です。

1. 指定避難所は、あらかじめ「できる限りバリアフリー化」に努めます。
バリアフリー化されていない場合は、早急に段差解消や洋式仮設トイレの設置など、要援護者に配慮した施設整備を行います。
2. 要援護者の状況に配慮して、介護ができるスペースや車イスが通れるスペース等の確保と、要援護者や介護者が静養できる空間の確保を検討します。
3. 名簿登録（受付）に当たっては、要援護者の健康状態、家屋の状況、同居家族・援助者の状況など、必要なサービスの内容を的確に把握します。
⇒ 受付時に詳細の把握が困難な時は、いったん「要援護者登録」で必要な対応・措置をとり、出来る限り早い時点・落ち着いた時点で個別に把握します。
⇒ 可能であれば、保健・福祉部門の行政職員が同席するなどが望めます。
4. 要援護者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるために、避難者支援部に「要援護者対応の相談窓口・担当者」を配置します。
⇒ 窓口には、介護支援専門員・ホームヘルパー・カウンセラーなど、保険・医療、福祉相談に応じられる者の配置を考えます。
5. 障害の状態や心身の健康状態を考慮し、避難所生活が困難と判断される場合は、行政対策本部に斡旋を依頼して、専門福祉施設等への緊急一時入所の措置を行います。
⇒ 身体が専門施設への入所に至らない程度の人は、福祉避難所に移送します。
6. 高齢者には温かい食事や柔らかい食事など、乳幼児には粉ミルク・離乳食、内部障害者には疾病に応じた食事など、要援護者に配慮した食料の提供に配慮します。
⇒ 食事制限のある難病患者、人工透析患者への配慮が特に必要です。

7. 車イス等の補装具、医薬品、介護用品、ポータブルトイレや日常用品等も、迅速に手配・確保したうえで、必要性の高い人から優先的に支給・貸与するよう努めます。
8. 発災直後は情報が不足しがちです。
- *必要以上に不安感を抱くことにもなりかねないため、テレビ・ラジオの設置で情報が得られるようにします ⇒ 文字放送対応機器も
 - *物資の支給場所や連絡などの情報は、放送等の音声に併せて文字情報（掲示・ビラ）など要援護者に確実に伝わるよう配慮します。
 - *掲示物は、図やイラストなどで、分かりやすい表示に努めます。
7. トイレへの移動や、水・食料を受け取る際の手助けでマンパワーが必要な場合は、ボランティアの協力に対応します。
- また、避難生活が長期化する場合も、ボランティアの協力を得て見守り等を行います。
8. 妊産婦には、様式トイレや広いスペースのトイレ設置など、配慮します。
- 乳幼児がいる場合は、授乳場所・育児室を速やかに確保します。
9. 日本語の理解が十分でない外国人には、身振り手振りの伝達、あるいは外国語の堪能な人の協力を得て、必要な情報が確実に提供できるよう配慮します。

関連情報

香芝市の指定福祉避難所

1	香芝市総合福祉センター		逢坂1丁目
2	特別養護老人ホーム すばる		鎌田 157
3	介護老人保健施設 「てんとう虫」		平野 23
4	介護老人保健施設 「オークピア鹿芝」		穴虫 885
5	和里香芝		鎌田 594
6	身体障がい者療護施設 「どんぐり」		上中 1263
7	どんぐり学園		上中 1263
8	障がい者支援施設 「ゆらくの里」		尼寺 616
9	ボノボ		磯壁1丁目
10	特別養護老人ホーム 「ぬくもり香芝」		下田西2丁目7

■ 女性への配慮

避難所は、不特定多数の避難者が一時的に共同生活を送る場所です。
緊急避難とはいえ、生活上の安心・安全は確保されなければなりません。
とくに、女性への暴力や性犯罪防止の観点から、様々な配慮が必要です。

スペースに限界がある避難所では、男女の区別なくある程度スペースを共有し、共同で生活せざるを得ませんが、そのような場合でも、互いの人権を尊重しあい、安心できる環境の整備と確保に努めます。

1. 居住スペースでの配慮

家族単位で一定のスペース割り当てが基本ですが、人目につかない場所に置きたい衣類等もあることから、パーテーション仕切りなどの配慮が必要です。

女性だけの家族は、可能であれば別室で「同様家族のみ」を収容する方法もあります。

2. 更衣室の配慮

居住スペースでは、最低限の仕切りしか出来ないなので、着替えなどで人目につかない場所の確保が必要です。体育館等に付随する更衣室や適当な部屋を更衣室として確保します。

3. トイレの配慮

仮設トイレは男女の区別なく設置されるため、必要に応じて「女性専用トイレ」を指定し外部から見えにくい構造や、夜間あまり暗くならない場所に設置、などを配慮します。

4. 洗濯の配慮

女性衣類の洗濯・物干し場として、人目につかない場所の確保に配慮します。

男女共用の場所とともに、女性専用の洗濯場所・洗濯機・物干し場の設置を考えます。

5. 女性相談窓口の設置

避難所での女性の不安や悩みなどは、相談相手が男性では相談しづらいものです。

女性特有の相談を受ける窓口の設置と、女性担当者の配置に努めます。

女性医師によるクリニックの開設、助産師の相談員等が配置できれば、よりベターです。

6. 避難所運営への参加

避難所運営の責任者に女性が参画し、女性の声を反映させます。

被災者を支援する人は、自分自身の健康問題を自覚しにくいという、使命感のために休息や治療が後手に回りやすいものです。

被災者とは違うストレスが生じていることを認識し、十分な健康管理を行う必要があります。

1. 支援者のストレスの要因

- * 自分自身や家族・知人など身近な人が被災者である場合、他者の支援を優先することが心理的な緊張や疲労感をもたらしやすい。
- * 不眠不休で活動するなど、災害直後の業務形態が慢性化してしまう。
- * 自身の使命感と、物資や資機材不足など現実の制約との間で葛藤が生じやすい。
- * 被災者から、不安や怒りなどの感情を向けられることが多い。
- * 被害現場の目撃で、トラウマ感を生じることがある。

2. 支援者のストレス症状のチェック

☐ 疲れているのに、夜よく眠れない	☐ いつもより食欲がない
☐ 動悸・胸痛・胸苦しさをを感じる	☐ 物事に集中できない
☐ 涙もろくなる	☐ 体が動かない
☐ イライラする	☐ 朝起きるのが辛い
☐ 酒の量が増える	☐ 無力感を感じる
☐ 強い罪悪感を持つ	☐ 人と口論することが多くなる

●いくつかの項目に当てはまると、大きなストレスを抱えている可能性がある。

3. 支援者のセルフケア・留意点

活動しすぎない	・自分の限度をわきまえて、活動のペースを調整する。 ・現場に長時間留まらず、「仕事を人に任せる」なども…
ストレスに気付く	・上記チェックを実施して早めに気付く——自身で健康管理
ストレスの解消を	・リラグゼーション、気分転換、仕事以外の仲間と交流
孤立を防ぐ	・活動は2人1組ペアで行う ・仲間と体験を話し合い、アドバイスを受ける機会を積極的に作る
考え方の工夫	・自分の行動をポジティブに評価し、ネガティブな考え方は避ける ・俺はこんなに働いてるのに、休みを取る奴は勝手だ…と思わない

避難所で必要な資材・物資等

■資材・機材

・発電機	
・電源コードリール	
・投光器（照明設備）	
・テント	
・マット	
・ブルーシート	
・ロープ類	

・災害用トイレ	
・蛇口つきタンク（手洗い）	
・ポリタンク	
・小型ポンプ	
・台車	
・長尺大型メジャー	
・	

■要配慮者対応

・簡易ベッド	
・担架	
・車いす	
・災害用トイレ（簡易トイレ）	
・間仕切りパーティション	

・毛布	
・タオル	
・	
・	
・	

■食料・水

・飲料水	
・アルファ米	
・粉ミルク	
・粉ミルク（アレルギー対応）	
・ミルク調整用の水	
・	

・柔らかい食品（高齢者）	
・	
・	
・	
・	
・	

■食器・調理器具など

・哺乳瓶	
・食器、箸（使い捨て）	
・ゴミ袋	
・鍋	
・やかん	
・湯沸かし用ポット	

・卓上ガスコンロ	
・燃料ボンベ	
・洗剤	
・スポンジ	
・	
・	

■環境・衛生用品

・救急箱	
・蓋つきゴミ箱	
・ゴミ袋	
・ビニール袋	
・ビニール手袋（使い捨て）	
・ウエットティッシュ	
・ティッシュペーパー	
・手洗い用消毒アルコール	
・バケツ	
・柄杓	
・トイレ用スリッパ	
・おむつ（乳幼児用）	
・	
・	

・生理用品	
・おしり拭き（乳児用）	
・消毒液	
・洗剤	
・物干し用道具	
・石鹸	
・歯磨き用品	
・ホウキ、ちりとり	
・雑巾	
・トイレ清掃道具一式	
・	
・	
・	
・	

■事務用品

・拡声器、メガホン	
・懐中伝統	
・ローソクなど固形燃料	
・ライターなど着火器具	
・延長コード	
・卓上パソコン	
・プリンター（予備インク）	
・コピー機	
・紙類（A4・B3、模造紙）	
・筆記用具一式	
・テープ類（ガム・セロ）	
・ハサミ、カッター	
・クリップ、綴じ具	

・ファイル類	
・紐類	
・ゼッケン・腕章・名札類	
・	
・	
・	
・	
・	
・	
・	
・	
・	
・	

香芝市「災害協力協定」締結一覧

(2017 年 12 月現在)

香芝市では、各自治体間での「災害時の相互支援」協定、および企業・民間団体等との「災害時の支援協力協定」を以下のとおり締結しています。

■自治体・公的団体等

(締結日は西暦表示)

	協定項目（分野）	協定団体等	協定内容（概要）	締結年
1	相互応援	県内市町村・奈良県	一時的な避難施設の提供、職員の派遣 食料・飲料水・生活物資・資機材等の提供	15 年
2		栗東市	食料・飲料水・生活必需品、職員派遣 応急復旧に必要な資機材・物資・車両	98 年
3		袖ヶ浦市・鶴ヶ島市 日高市・羽村市	食料・飲料水（91 年同期市自治体協定） 資機材・物資、職員派遣・生活必需品	04 年
4		名張市・交野市	主食副食・医薬品・衣料・日用品・資機材等	96 年
5	水道・相互応援	奈良・生駒市ほか	相互応援活動（その他周辺 18 市町村）	97 年
6	水道水の相互融通	広陵町、王寺町	飲料水等の確保の種の相互融通	13 年
7	廃棄物等の処理	奈良県・市町村	災害廃棄物等の処理・相互支援	12 年
8	一般廃棄物の処理	県下 12 市ほか	適正処理のための相互支援	06 年
9		上牧・王寺ほか	適正処理のための相互支援（広陵・河合町）	02 年
10	防災ヘリコプター支援	奈良県・市町村	奈良県所有の防災ヘリコプターの支援	04 年
11	情報システム応急対応	日本電気(株)	情報システム・情報通信ネットワーク	17 年
12	家屋調査・登記相談	土地家屋調査協会	被害認定家屋調査、登記等の相談窓口	16 年
13	電気設備の応急復旧	電気工事工業組合	避難所／電気設備復旧、電気事故防止	16 年
14	郵便局との相互協力	香芝郵便局（7 支局）	災害時相互協力、平時／道路構造物破損情報	13 年

●ほかに、5自治体・団体と協定（水道、上水道、林野火災、西名阪自動車道消防相互応援など）

■企業・民間団体等

	協定項目（分野）	協定団体等	協定内容（概要）	締結年
1	畳の提供	畳プロジェクト	5日で5000枚提供、輸送・搬入作業	17年
2	公衆電話の設置	NTT西日本・奈良	避難所／特設公衆電話の設置	16年
3	指定避難所	金光学園	指定避難所の確保	15年
4	福祉避難所	誠敬会	災害時要援護者の受け入れ	15年
5		以和貴会・鳳雛会	災害時要援護者の受け入れ	13年
6		翠悠会・蒼隆会ほか	災害時要援護者の受け入れ（太樹会・博寿会）	12年
7	被災建物の早期再建	日本建築家協会	被災建物の早期再建推進	14年
8	医療救護	香芝市医師会ほか	医療救護活動（歯科医師会・薬剤師会）	14年
9	応急対策	香芝市建設協会	応急対策・事後対策、重機・資機材・労力	13年
10	応急対策業務	奥村組(株)	応急・予防・事後措置、重機・資機材・労力	12年
11	家庭用医薬品	キリン堂(株)	各種医薬品・生活用品	12年
12	救援物資	セッツカートン(株)	段ボール簡易ベッド、段ボール製品等	12年
13	緊急物資	ジュンテンドー(株)	ストーブ（石油・電気）、扇風機、生活用品	12年
14		ならコープ	食料品・飲料水・日用品ほか	12年
15		コーナン商事(株)	ストーブ（石油・電気）、扇風機、生活用品	12年
16	物資調達	香芝市・コンビニ	主食副食・調味料・衣料・日用品等	03年
17	飲料提供	コカ・コーラ(株)	飲料の提供	08年
18	物資調達	香芝市商工会	主食副食・調味料・医薬品・衣料・日用品等	96年